

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業に係る保有個人情報の目的外利用について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第11条第2項第5号（目的外利用）

(担当部課： 総務部総務課 定額給付金等対策室)

## 事業の概要

事業名	新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業
担当課	総務部総務課 定額給付金等対策室
事業目的	<p>1 定額給付金 景気後退下での区民の不安に対処するため、区民への生活支援を行うことを目的とし、併せて、区民に広く給付金を給付することにより、地域の経済対策に資するものとして実施する。</p> <p>2 子育て応援特別手当 多子世帯の幼児期における子育てを支援することを目的として実施する。</p>
給付対象者	<p>1 定額給付金</p> <p>(1) 平成21年2月1日（以下「基準日」という。）に、新宿区（以下「区」という。）の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 基準日に、区の外国人登録原票に登録されている者（短期滞在者及び不法滞在者を除く。）</p> <p>(3) 定額給付金の給付の特例として、次に掲げる者を新たに給付対象者とする。</p> <p>ア 上記(1)又は(2)に該当しないが、基準日においてDV（配偶者、親、子その他の同居関係にある家族からの暴力をいう。以下同じ。）の被害により区内に居住している者（同伴者を含む。）</p> <p>イ 上記(1)又は(2)に該当するが、基準日においてDVの被害により区の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録又は登録がされている住所とは異なる区内の住所に居住している者（同伴者を含む。）</p> <p>2 子育て応援特別手当</p> <p>(1) 基準日に、区の住民基本台帳に記録されている者であって、3歳以上18歳以下の子が2人以上おり、その第2子以降の子が就学前3学年の子であるもの</p> <p>(2) 基準日に、区の外国人登録原票に登録されている者であって、3歳以上18歳以下の子が2人以上おり、その第2子以降の子が就学前3学年の子であるもの（短期滞在者及び不法滞在者を除く。）</p> <p>(3) 子育て応援特別手当の給付の特例として、次に掲げる者を新たに給付対象者とする。</p> <p>ア 上記(1)又は(2)に該当しないが、基準日においてDVの被害により区内に居住している者であって、3歳以上18歳以下の子を2人以上同伴しており、その第2子以降の子が就学前3学年の子であるもの</p> <p>イ 上記(1)又は(2)に該当するが、基準日においてDVの被害により区の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録又は登録がされている住所とは異なる区</p>

	内の住所に居住している者であって、3歳以上18歳以下の子を2人以上同伴しており、その第2子以降の子が就学前3学年の子であるもの
総数 総額	<p>1 定額給付金</p> <p>(1) 対象者総数 329,243人(給付対象者1(3)に掲げる者については、40人程度)</p> <p>(2) 給付総額 47億2,406万円</p> <p>2 子育て応援特別手当</p> <p>(1) 対象者総数 2,580人(給付対象者2(3)に掲げる者については、数人程度)</p> <p>(2) 給付総額 9,288万円</p>
給付金額	<p>1 定額給付金</p> <p>(1) 18歳以下 20,000円</p> <p>(2) 19歳～64歳 12,000円</p> <p>(3) 65歳以上 20,000円</p> <p>2 子育て応援特別手当</p> <p>給付対象となる子(第2子以降の子で就学前3学年の子)1人につき、36,000円</p>

## 件名 新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業に係るDV被害者情報の

## 目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	福祉部生活福祉課 福祉部保護担当課	利用課	総務部総務課
登録された個人情報業務の名称	生活保護世帯に対する法内援護 女性及び母子緊急一時保護	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業
情報はどのような媒体に記録されているか	電子媒体	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	文書(紙・帳票)
登録業務で保有している情報項目は何か	別紙のとおり	左欄のうち利用する情報項目	保有元がDV被害の実態を把握している者の次に掲げる情報 住所要件 1 住所・方書 2 氏名(漢字・カナ) 3 通称名 4 在留資格 保護世帯構成員 1 氏名(漢字・カナ) 2 生年月日 3 続柄 4 通称名 5 在留資格
何のために保有しているのか	適切な事業執行のため	何のために目的外利用するのか	DV被害者に定額給付金及び子育て応援特別手当を給付するため
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	*****	目的外利用の時期・期間	平成21年6月24日から 平成21年12月10日まで

(別紙)

<住所要件>

郵便番号、住所、方書、氏名カナ、氏名漢字、本籍、国籍、電話番号、携帯電話番号、外国人登録番号、通称名、在留資格区分、地区分類、級地区分、冬期加算地域区分  
宛先住所郵便番号、宛先住所、宛先氏名カナ、宛先氏名漢字

<統計要件>

労働力類型、世帯類型、訪問類型、費用区分、単給・併給区分、入浴券要否、世帯分離有無、担当民生委員、担当CW、訪問実施日、訪問回数、ケース記録

<保護世帯構成員>

住民番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、本籍、保護年齢、続柄、国籍、異動日、異動事由、外国人登録番号、通称名、在留資格区分

世帯開廃管理開始日、世帯開廃管理終了日（世帯分離・世帯構成員保護廃止）

<扶養義務者>

郵便番号、住所、方書、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、本籍、保護年齢、続柄、国籍、通称名、在留資格区分

<生活扶助要件>

入退院（所）・転院（所）先病院（施設）名、入院（入所）日、退院（退所）日、施設事務費、泊数、

<住宅扶助要件>

入居形態、実家賃額（月額・日額）、決定額（開変月・普通月）、使用者番号、契約期限

<その他の要件>

略

<保護受給者口座情報>

金融機関コード、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義カナ、口座名義漢字、支給金額、分割支給有無

<その他の口座情報>

略

件名 新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業に係るDV被害者情報の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	子ども家庭部子どもサービス課	利用課	総務部総務課
登録された個人情報業務の名称	児童扶養手当、児童手当 新宿区児童手当、児童育成手当、ひとり親家庭の医療費助成、乳幼児医療費助成	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業
情報はどのような媒体に記録されているか	電子媒体	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	文書(紙・帳票)
登録業務で保有している情報項目は何か	別紙のとおり	左欄のうち利用する情報項目	保有元がDV被害の実態を把握している者の次に掲げる情報 受給者情報 1 氏名 2 カナ氏名 3 生年月日 受給者属性 1 住所 2 通称名 3 在留資格 児童情報 1 氏名 2 生年月日 3 続柄 4 受給者との同居別居の区分
何のために保有しているのか	適切な事業執行のため	何のために目的外利用するのか	DV被害者に定額給付金及び子育て応援特別手当を給付するため
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	*****	目的外利用の時期・期間	平成21年 6月24日から 平成21年12月10日まで

(別紙)

<受給者情報>

氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住基NO、配偶者の有無、申請年月日、審査年月日、支給停止及び  
交付差止め情報

<受給者属性>

郵便番号、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先電話番号、住登外の適否（住登外適用の場合は住登  
住所含む。）、外録番号、通称名、在留資格区分、在留期間、国籍

<口座情報>

金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人（カナ）、口座  
変更履歴

<児童情報>

氏名、生年月日、性別、住基NO、続柄、監督保護の有無、生計関係、受給者との同居別居の区分、手  
当種別、手当該当事由、障害認定区分及び手帳等級と障害種別

<所得情報>

年金種別、扶養人数、老人扶養親族数、扶養控除内容、本人控除内容、所得額、その他の控除内容

<支給状況その他の情報>

略